

鹿屋市地域包括支援センターシステム機能強化事業業務委託仕様書

1 目的

鹿屋市地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）における業務や関連事業の統括・管理、基幹システム等の他システムとのデータ自動連携による本市の情報との一体的かつ適正管理及びタブレット端末の活用を可能とする、地域包括支援センターシステム（以下「センターシステム」という。）を再構築し、機能を強化することを目的とする。

2 対象業務

- (1) 本市及び地域包括支援センター業務に関連する情報等の統括・管理等の機能を有するセンターシステムの構築・提供に関する業務
- (2) センターシステムの保守業務
- (3) センターシステムに係るネットワーク機器更改業務
- (4) センターシステム利用に必要な機器類の導入

3 対象データの目安

鹿屋市人口 100,883 人（住民基本台帳登録人口令和4年5月末現在）

高齢者人口 30,498 人（住民基本台帳登録人口令和4年5月末現在）

4 基本要件

- (1) システムを構築するに当たり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- (2) 現在、本市が利用しているシステムから、データ移行（基本情報、相談・ケアマネジメント記録、事業所情報等）を行うこと。
- (3) 機器及びソフトウェアの導入に当たり、取扱説明書の納入並びに本市、地域包括支援センター及び介護予防支援委託先居宅介護支援事業所の職員（以下「職員」という。）への研修を行うこと。
- (4) 法改正等によりシステム内容の変更が発生した場合には、保守の範囲内にて対応できること。ただし、大規模改正の場合は別途協議する。

5 センターシステム及びネットワークの構成

(1) センターシステム

サーバ及びクライアントを利用し、各クライアントをネットワーク化したクライアント／サーバ型システムとし、市に設置するサーバには、地域包括支援センターの情報を集約すること。

(2) ネットワーク

現在、市と地域包括支援センター及び鹿屋市市民交流センター（別表1）それぞれを第一種通信事業者が提供する閉域網により接続し、WAN を構築している。本業務では、そのネットワーク機器更改を行う。

なお、9か所の地域包括支援センターブランチ等（別表2）も閉域網により接続しているが、本業務において、センターシステムが本稼働するタイミングで、その接続を各事業

所が使用するパソコンからインターネットを介し、システム利用を可能とする運用（別図）に変更することとし、必要となるソフトウェア・ライセンス・設定等も全て見積りに含めること。

6 機器構成及び動作環境

- (1) 市役所庁舎内（電算室内）にサーバ、外部にクライアント端末機 42 台を設置したネットワーク接続とする。なお、クライアント端末機は本市高齢福祉課、地域包括支援センター及び鹿屋市市民交流センターにそれぞれ配置し、本業務内で調達するため、当該ネットワーク機器を含めて見積りに含めること。更改機器及び新規導入機器は（別表 3）のとおりとする。
- (2) 本業務に必要なハードウェアについては一部既存の機器（別表 4）を利用することとする。ただし、既存の機器の利用が困難である場合は、新規ハードウェアを提案することとし、その調達費用も見積りに含めること。
また、調達するハードウェアに関しては、センターシステムが動作することを保障するスペックのものを導入すること。その他、不足する部分（メモリ、OS 等）があれば見積りに含めること。
- (3) サーバは、適用業務及び今後のシステム拡張に対応した性能及び機能を有し、毎日確実にバックアップがとれる手段を講じることができること。ディスクにおいては、信頼性の高いディスクアレイ装置を採用するものとし、電源を入れたまま装着することを可能なものとする。また、雷等の影響による停電、瞬断対策として無停電電源装置を備えていること。サーバのオペレーティングシステム及びシステムのアプリケーションを除いたソフトウェアの使用について、ライセンス費用が生じる場合は、その費用も見積りに含めること。
- (4) サーバセットアップ、クライアントセットアップ、LAN 及び WAN 構築に必要な機器及び配線は本業務に含む。また、タブレット端末におけるシステム利用を想定しているが、機器調達も本業務に含めるため、セットアップ等に必要な費用も本件見積りに含めること。
- (5) 画面入力以外の入力方法において必要な周辺機器等があれば見積りに含めること。

7 機能要件

- (1) 他システムとのデータ連携に関する機能
 - ア 本市で管理する住基情報及び要介護認定情報を取り込む機能を有すること。データは、スケジュール等による自動取り込みとする。
 - イ 連携タイミング
日次処理により、自動で更新できること。
 - ウ 文字コード
本市より提供する文字コードは UNICODE (UTF8) にて提供する。
 - エ その他
外字ファイルとして、EUDC、TTE ファイルを提供するが、今後、国の方針により本市基幹システムの標準化対応が予定されているため、本市基幹システムが標準化対応した後も、外字を含めて正常に文字が表示されるよう、本業務の範囲で対応を行うこと。
- (2) システム機能要件

機能要件については、別紙1「システム機能要件仕様書」のとおりとする。なお、システム機能要件仕様書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、本件見積りに含めて提案すること。

8 機能強化・法改正対応

- (1) センターシステムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応には、ソフトウェア（プログラム）の提供を行うこと。なお、インストール・調整作業・職員への操作研修について情報提供等を行うこと。
- (2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国のユーザーの意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。

9 セキュリティ

センターシステムは重要な個人情報扱うため、セキュリティについては関係法令等を遵守することとし、個人情報保護及び情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に職員への研修を行うこと。

- (1) センターシステム操作時のセキュリティ対策
 - ア ID・パスワードの設定が可能なこと。
 - イ OS 起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
 - ウ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。
 - エ ID ごとに利用できる機能を限定することができ、更に市、地域包括支援センターごとに扱うことのできる対象者を限定することができること。
 - オ アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容）の記録及び出力ができること。
 - カ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できるようにすること。
- (2) ウイルス対策
ウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティ対策を行うこと。

10 保守・サポート体制

システム本体及び機器等の保守については、システムの円滑な運用のための各種助言、情報提供を行うこと。

- (1) 問合せ対応
本市職員からの電話、電子メール、FAX により問合せに対応すること（質問対応、障害連絡対応、要求依頼対応など）。受付時間は原則、平日 8 時 30 分～17 時とするが、緊急時に連絡がとれるよう、連絡体制の整備を行うこと。
- (2) 障害復旧対応
 - ア 構築するセンターシステムにおいて障害が発生した場合は、ハードウェア、ソフトウェアに関わらず、復旧対応等を速やかに実施すること。
 - イ 障害の内容、原因及び対応等について、直ちに本市に対して報告を行うこと。
 - ウ サーバ等のハードウェアの障害により、データが失われた場合には、バックアップデータからの復旧作業を行うこと。
- (3) 体制等
本業務の実施に当たり、サポート拠点を鹿屋市内又は鹿児島県内に有すること。

(4) データ提供

保守作業の範囲内において、システム内に蓄積されたデータを CSV データとして出力し、データを本市に納品すること。

11 操作研修

- (1) システム稼働時は、職員に対し、稼働前後のシステム研修期間を設けること。また、職員異動等により再度操作研修の必要がある場合は保守の範囲内で実施すること。
- (2) 操作研修に当たり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、本市に提供すること。

(別表1) 閉域網による接続を継続する施設

No.	施設名	住所
1	鹿屋市役所 (保健福祉部高齢福祉課)	鹿屋市共栄町20番1号1階
2	鹿屋市地域包括支援センター	鹿屋市吾平町麓56番4号
3	鹿屋市市民交流センター (鹿屋市社会福祉協議会)	鹿屋市大手町1番1号リナシティ かのや2階

(別表2) 閉域網による接続を廃止する施設

No.	施設名	住所
1	以和貴苑 (以和貴苑指定居宅介護支援事業所)	鹿屋市串良町下小原3103番地2
2	ヴィラかのや (居宅介護支援事業所ヴィラかのや)	鹿屋市寿8丁目21番2号
3	鹿屋長寿園	鹿屋市下祓川町1800番地
4	鹿屋長寿園 (指定居宅介護支援事業所鹿屋長寿園)	鹿屋市新川町5385番地1
5	グリーンバード (輝北在宅介護総合センター)	鹿屋市輝北町市成2121番地3
6	慈恵園 (慈恵園指定居宅介護支援事業所)	鹿屋市大始良町226番地
7	花岡の里 (鹿屋恵友会指定居宅介護支援事業所)	鹿屋市花岡町3979番地1
8	朋愛園 (居宅介護支援事業所朋愛園)	鹿屋市寿2丁目2番1号
9	陵幸園 (陵幸園指定居宅介護支援事業所)	鹿屋市吾平町麓3811番地2

(別表 3) 更改機器及び新規導入機器の仕様

No.	機器名	台数	主なスペック
1	委託先連携用サーバ	必要数	形状 : タワー型 OS : WindowsServer®2019 以上 ディスク : RAID5 構成を基準とする 光学ドライブ : DVD-ROM ドライブ以上 5年間メーカーオンサイト保守 外付け HDD を備え、バックアップの多重化を図ること。 その HDD にも 5 年間のセンドバック保証を付帯させること
2	NAS	1	据置型 容量 : 2 TB 以上 NIC は 2 個以上 (外付け不可) 5 年間のセンドバック保証を付帯させること
3	タブレット	15	10.1 型以上 液晶保護フィルム及び保護ケースを付帯させること
4	無停電電源装置	必要数	電源管理ソフトウェアと連携させること 5 年間のセンドバック保証を付帯させること
5	ブロードバンドルータ (親・子拠点用、委託先ネットワーク用)		据置型 LAN ポート数 : 3 ポート以上 スループット : 1Gbit/s 以上 親・委託先拠点用 : VPN 対地数 : 30 (IPsec) 以上 子拠点用 : VPN 対地数 : 10 (IPsec) 以上
6	スイッチングハブ (市役所・地域包括支援センター用)		据置型 ポート数 : 8 ポート以上 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応
7	プリンタ	8	A4 及び A3 対応モノクロレーザープリンタを別表 1 の施設に設置すること (各施設の設置数は別図 1 のとおり) Oki 製 B801n 両面印刷ユニット付属と同等以上とすること 定期交換部品代を含むメーカー 5 年保証とすること
8	パソコン	37	詳細は別表 3-2 のとおり ※必要台数は既存の機器 (別表 4) と合わせて 42 台とする。

※No. 5～6はネットワーク機器の更改を行うもの。

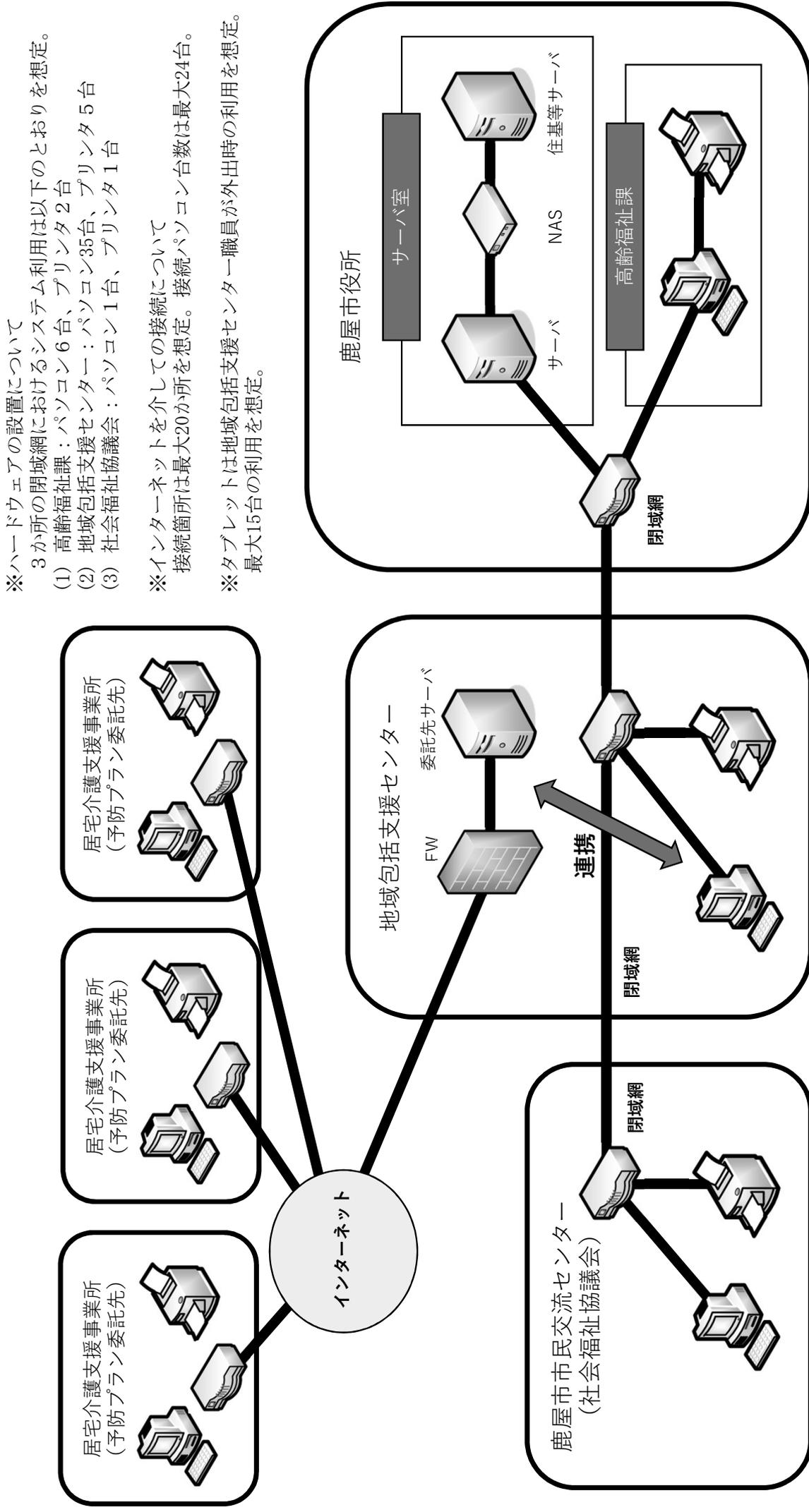
(別表 3 - 2) パソコンの仕様

型名・規格・仕様等	
ノート型パソコン	
OS	Windows 10 Professional 64bit
CPU	Core i5 以上
メモリ	8GB 以上
SSD	128GB 以上
ドライブ	DVD-ROM とする ※マルチドライブは不可とする
インタフェース	ミニ D-sub15 HDMI
有線 LAN	1000BASE-T/100BASE-TX
無線 LAN	内蔵しないこと。ドライバ無効でも可
画面	15 型以上 HD 液晶
カメラ	フロントカメラを内蔵すること
音声	ステレオスピーカ内蔵
USB ポート	4 か所以上配置
マウス	USB 接続型マウス
キーボード	テンキー付
保証	メーカー 1 年間出張保守、3 年間パーツ保証モデル
その他	再セットアップメディアを一式添付すること
	導入するシステムが正常にかつ円滑に動作することを保障する仕様であること
	Microsoft Office Personal 2016 以上を利用可能とすること ※ボリュームライセンスの活用も可とする

(別表4) 既存の機器

No.	ハードウェア名	台数	主なスペック
1	基幹サーバ	1	形状 : タワー型 OS : WindowsServer®2019 CPU : Intel®Xeon® E3-2134 (3.50GHz) メモリ : 32GB (DDR3) HDD : SAS6Gbps 300GB (10,000rpm) ×3 ※RAID5 構成 ODD : DVD-スーパーマルチドライブ
2	ノート型パソコン	5	Windows10 Pro 64bit CPU : Core i5-8265U メモリ : 8GB 画面 : 15.6型ワイドHD液晶 (1366×768ドット) HDD : 500GB ドライブ : DVD-ROM ソフトウェア : Microsoft Office Personal 2019 テンキー付きキーボード、USB光センサーマウス、 小型軽量アダプタ

別図 ネットワーク（システム運用）イメージ図



※ハードウェアの設置について

3か所の閉域網におけるシステム利用は以下のとおりを想定。

- (1) 高齢福祉課：パソコン6台、プリンタ2台
- (2) 地域包括支援センター：パソコン35台、プリンタ5台
- (3) 社会福祉協議会：パソコン1台、プリンタ1台

※インターネットを介しての接続について

接続箇所は最大20か所を想定。接続パソコン台数は最大24台。

※タブレットは地域包括支援センター職員が外出時の利用を想定。最大15台の利用を想定。